

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第12回 東京弁護士会の設立

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 水上 博喜 (46期)

1 代言人組合から、東京弁護士会へ

東京弁護士会の創立日は明治13年6月29日とされているが、これは、東京代言人組合が創立総会を開催した日である。東京地方裁判所検事（当時）が同年7月31日にこれを認許し、正式に東京代言人組合が設立された（なお、全国で最初に設立されたのは同年6月27日設立の横浜代言人組合である）。ところが、東京代言人組合は明治22年5月の役員選挙が原因で紛糾し、二つに分裂した。

その後、明治26年2月25日に旧々弁護士法が可決成立した。同法は、地域制限、審級制限、免許料納付のすべてを撤廃したものであるが、所属地方裁判所ごとに弁護士会を設立することを義務付けたことから、明治26年5月8日に、東京弁護士会創立総会が開催された。

しかし、分裂していた二つの代言人組合を統合しなければならなかったため、内部抗争、とりわけ役員選任手続きにおいて激しい対立が生じた。上記創立総会において、役員選任手続きは、役員数（会長1名、副会長1名、常議員30名）に相当する人数を全会員の中から「抽選」で抽出し、その中から選挙で会長と副会長を選任し、残りを常議員とするという会則の修正案が動議され可決された（抽選派・仏法派）が、全面選挙を主張するグループ（選挙派・英法派）がそれを批判し、両派の対立が激化した。

司法大臣が、抽選方式とする会則を却下したため、「役員を選任は、全て選挙による」とする会則が制定されたものの、その後も激しい対立は収まらなかったが、明治26年6月4日に官憲の臨監のもとで役員選挙を行い、同年6月26日に通常総会を開催するに至った。

ちなみに最初の選挙によって初代会長になったのは抽選派の大井憲太郎会員であり、その他の副会長及び常議員も悉く抽選派であったとのことである。

2 司法権独立侵害に対する抗議活動

設立時に内部抗争は繰り返したが、設立後の東京弁護士会は、対外的には、司法権の独立のために尽力した。その一例としては、大審院判事を本人の意向を聞かず那覇地方裁判所長に転任させたことに対して、憲法及び裁判所構成法に反するとして、時の伊藤博文総理大臣及び司法大臣に抗議を行った。

3 弁護士自治の嚆矢

旧々弁護士法31条は、懲戒手続きについて、弁護士に法律または弁護士会会則に違背する行為があれば、会長は常議員会又は総会の決議によって検事正に懲戒を求める申告をし、検事正は検事長に懲戒訴追を請求することになっていた。

更に、同会則13条では、「弁護士の風紀に関する事、弁護士会社交上に関する事」を総会決議事項とし、また、同会則26条には、弁護士の品位を汚す行為があるときは常議員会の決議により旧々弁護士法31条の手続きをすべしと定められていた。これらの両規定は内部的自粛規定ではあるが、弁護士会は自己淘汰をはかりつつ、弁護士の質の向上を要する事情があった。

司法省は、明治31年ころから「老朽」司法官を解任したが、その解任された司法官が続々と弁護士会に加入した。この時期は民法を始め、新しい法律が制定され、学識を有する弁護士でなければ法律問題を解決できない場合が多かった。そのため、裁判実務だけでは生活ができない「老朽・無能な」弁護士の中に風紀上問題を起こす者が増えたという実情があり、会則を改正して弁護士会自身が弁護士を戒告処分できるようにして、弁護士会として裁判実務に耐えられない弁護士を淘汰していったのである。弁護士自治の嚆矢である。